

令和5年度

県の施策・制度・予算に関する要望

令和4年8月19日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員名簿

令和4年5月18日現在

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	相模原市長	本村賢太郎	総務部会長 全国市長会関東支部支部長
副会長	3	大和市長	大木哲	全国市長会評議員（行政）
		平塚市長	落合克宏	全国市長会評議員（社文）
		藤沢市長	鈴木恒夫	
顧問	—	川崎市長	福田紀彦	全国市長会相談役（行政）
		海老名市長	内野優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
		横浜市長	山中竹春	
相談役	—	厚木市長	小林常良	全国市長会理事（経済）
常任理事	若干名	海老名市長	内野優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
		三浦市長	吉田英男	全国市長会理事（経済）
		鎌倉市長	松尾崇	全国市長会評議員（財政）
		南足柄市長	加藤修平	全国市長会評議員（経済）
		伊勢原市長	高山松太郎	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	秦野市長	高橋昌和	社会文教部会長
		茅ヶ崎市長	佐藤光	行政部会長
		逗子市長	桐ヶ谷覚	厚生労働部会長
		小田原市長	守屋輝彦	財政部会長
		座間市長	佐藤弥斗	経済部会長
監事	2	綾瀬市長	古塩政由	
		横須賀市長	上地克明	
常務理事	1	事務局長	山口正志	

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

（ ）内は、全国市長会所属委員会

要望にあたって

県内都市自治体の行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、3年間の長きに及んで第7波を数える感染拡大をもたらし、現在は、医療体制を維持しながら感染対策と社会経済活動の両立を目指した行動規制のない新たな局面を迎えています。また、かつてない時季の記録的な大雨は、各地で河川の氾濫や土砂崩れなどの甚大な災害をもたらしています。

こうした状況においても、住民に最も身近な都市自治体は、住民の暮らしに直結する課題に迅速かつ着実に取り組んでいかなければなりません。

本要望は、各市の施策の推進や行政課題の解決を図るため、令和5年度の県の施策や制度の設計、予算編成等へ反映いただくことを目的に各市の要望をまとめたもので、いずれも重要な事項です。

各市では、特色を生かした個性あるまちづくりを進めながら、広範な行政サービスの安定的な提供に努めていますが、都市自治体の力だけでは解決できない課題も多く、県や国の制度改正や多様な支援が必要です。

県政と市政の更なる発展を実現するため、県内都市自治体の実情にご理解を賜り、一層のご支援をいただくようお願い申し上げます。

令和4年8月19日

神奈川県市長会

会 長 本村 賢太郎

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の充実強化	1
	・地震防災対策の支援体制の拡充	
	・津波対策の強化	
2	都市税財源の充実強化	2
	・都市税財源の充実確保	
	・国庫補助負担金等の充実	
	・新たな公債費負担軽減対策制度の創設	
	・普通交付税不交付団体の較差解消	
	・ふるさと納税制度の見直し	
3	社会福祉施策の充実	4
	・国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃	
	・重度障害者医療費助成制度の充実	
4	地域保健医療対策の充実	5
	・産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持	
	・医療従事者の養成・確保に対する支援	
	・小児医療費助成制度の創設	
	・小児医療費助成制度の充実	
5	保育施策の充実	7
	・保育士の確保及び処遇改善	
	・幼児教育無償化に対する財政支援	
6	教育行政の充実	8
	・教員数配置の充実強化	
	・特別支援教育の教職員配置等の充実強化	
	・不登校等の学校不適応対策	
	・県費学校栄養職員の配置基準見直し	
	・学習環境の充実	
	・学校施設等の整備	

7	都市環境行政の推進	11
	・ 廃棄物処理対策	
	・ 有価物等の取扱者への規制・指導	
	・ 脱炭素社会の実現に向けた取組	
8	都市基盤の整備	13
	・ 道路の整備	
	・ 河川・海岸の整備	
	・ 急傾斜地崩壊対策の推進	
	・ 盛土造成地内の維持管理の支援	
	・ インフラ整備に係る国庫補助の確保	
	・ バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援	
	・ 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）	
	・ 畜産経営に対する財政支援	
9	新型コロナウイルス感染症対策	15
	・ 税財政支援の拡充等	
	・ 感染症対策の拡充	
	・ 地方創生臨時交付金の運用見直し	
	・ 地域経済支援策の拡充	
	・ 生活困窮者への支援	
	・ 多様な労働環境整備への支援	

要望事項

【安全・安心】

- 1 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続…………… 17
- 2 交番の充実強化…………… 17
- 3 津波対策の強化…………… 17

【地方行財政】

- 1 社会保障・税番号制度に係る周知体制の強化…………… 17
- 2 社会保障・税番号制度の運用に係る支援…………… 17
- 3 地方消費者行政の充実強化…………… 18
- 4 行政のデジタル化への支援…………… 18
- 5 県移譲事務に関する手続きのオンライン化…………… 18
- 6 償還年限に係る地方債同意基準の改正…………… 18
- 7 国庫補助負担金等の充実…………… 18

【子育て・福祉】

- 1 子育て環境・児童福祉施策の充実…………… 19
- 2 介護保険制度の充実…………… 20
- 3 老人福祉施設の整備に対する支援…………… 20
- 4 障害者福祉施策の充実…………… 20
- 5 生活困窮者対策の充実…………… 21
- 6 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し…………… 22
- 7 民生委員児童委員活動に対する支援…………… 22
- 8 「パートナーシップ制度」の県域利用化…………… 22
- 9 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援…………… 22

【保健・医療】

- 1 在宅医療体制の構築に向けた支援…………… 22
- 2 公立病院の新病院建設及び広域的医療機能に係る支援…………… 23
- 3 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害救済の充実…………… 23
- 4 定期予防接種の充実…………… 23
- 5 国民健康保険制度の財政基盤の強化…………… 23

【教育・文化】

- 1 学校教育の充実強化…………… 24
- 2 文化財の保護…………… 24

【環境・エネルギー】

- 1 廃棄物処理対策…………… 25
- 2 鳥獣被害対策の推進…………… 25
- 3 水源環境の保全・再生…………… 26

【基地対策】

- 1 基地の早期返還…………… 26
- 2 抜本的な騒音対策…………… 26
- 3 基地問題に対する取組の強化…………… 26

【まちづくり・産業・労働】

- 1 行政機能の集約化や公共施設の再配置に係る支援…………… 27
- 2 公共施設更新の支援…………… 27
- 3 水道事業体の広域化の支援…………… 27
- 4 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和…………… 27
- 5 一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進等への支援…………… 28
- 6 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進…………… 28
- 7 保留区域の市街化区域編入手続きの迅速化…………… 28
- 8 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大…………… 28
- 9 広域的な緑地保全の推進…………… 28
- 10 自転車通行帯の整備…………… 29
- 11 横断歩道等の道路標示の補修…………… 29
- 12 交差点における安全対策…………… 29
- 13 生活交通の確保に向けた支援…………… 29
- 14 事業者育成・支援…………… 29
- 15 公契約に関する法律の整備…………… 29
- 16 林業・木材産業等振興交付金の拡充…………… 30
- 17 シルバー人材センターの安定運営への支援…………… 30

地域要望事項

【保健・医療】

地域医療の充実	31
---------	----

【まちづくり・産業】

1 県有未利用地の処分	31
2 都市環境整備の推進	31
3 線引き見直しにおける保留区域の位置付け	31
4 国道等の早期事業化、整備	31
5 県道等の早期事業化、整備	32
6 橋梁の整備	33
7 交通円滑化と利便性向上	33
8 ロードプライシングの推進	34
9 河川の整備	34
10 海岸等の保全	35
11 漁港等の整備	35

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

1 地震防災対策の充実強化

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27 市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13 市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成 27 年に神奈川県がとりまとめた地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる拡充を図るため、次の事項について要望します。

1 地震防災対策の支援体制の拡充

- (1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金の対象は第 1 次緊急輸送道路に接する建築物に対して補助するものであるが、第 2 次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路について対象とする拡充・支援を図るとともに、第 1 次緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の進捗状況を踏まえ、より一層の対策推進に向けた検討を行い、具体的な進捗等の見込みや今後の対応策等を示すこと。
- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、令和 5 年度以降も補助を継続すること。また、経常的に必要となる維持管理に係る経費、昭和 56 年 5 月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費、土砂災害特別警戒区域等からの危険住宅の移転事業に係る経費及び消防救助資機材等の整備に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

2 津波対策の強化

新たな津波浸水想定を踏まえた津波避難施設の指定のため、できるだけ速やかに基準水位の公表をすること。また、構造要件に係る新基準の検証に対しては財政的・技術的支援を行うこと。

2 都市税財源の充実強化

地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、地方分権・地域主権改革の推進が求められています。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲とともに、地方税財源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方の見直しが必要です。

については、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

1 都市税財源の充実確保

事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

2 国庫補助負担金等の充実

(1) 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るとともに、特に全国一律の対応を求める補助事業の創設にあっては、十分な準備期間を確保し、自治体の状況に合わせた活用ができる制度設計とするよう国に働きかけること。

(2) 国が推進する「デジタル田園都市国家構想」や、2050年カーボンニュートラルの実現に関する取組は、地方自治体にとっても地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて積極的に取り組むべき施策であるものの、行政基盤のDX化や温室効果ガス排出量削減に向けて実施すべき事業の内容、規模、事業費等は、国庫補助等を活用してもなお地方自治体の負担は膨大な額となることから、国の施策に呼応して積極的に取り組む地方自治体に対しては、ランニングコストも含めた補助率のかさ上げや、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等地方負担分に充当可能な補助金等の恒久化など、更なる財源を積極的に配分するよう国に働きかけること。**新規**

3 新たな公債費負担軽減対策制度の創設

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

4 普通交付税不交付団体の較差解消

国の主導による全国一律の施策を実施する際、交付・不交付団体にかかわらず確実に財源が配分される制度設計とするとともに、地方債の元利償還金への対応について、交付税措置ではなく不交付団体にも確実に財源が配分される財政措置を講じるよう国に働きかけること。

5 ふるさと納税制度の見直し

地方創生の取組の実効性を高めていくために、民間資金の流れを巻き起こすことが必要であるため、不交付団体であっても企業版ふるさと納税の対象となるよう国に働きかけること。

3 社会福祉施策の充実

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉等多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

一方で、社会保障施策の柱の一つである国民健康保険制度では、自治体における医療費助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、また、障害者福祉施策の一つである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増等の課題に直面しています。

ついては、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、平成 30 年度から未就学児までを対象とする医療費助成は減額措置を行わないこととされ一部改善されたが、全面的に撤廃するよう国に働きかけること。

2 重度障害者医療費助成制度の充実

- (1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者の 1 級の入院及び療育手帳 B 1 及び精神障がい者保健福祉手帳 2 級の方まで拡大すること。**一部新規**
- (2) 重度の身体・知的・精神障害者の医療費助成制度について、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに 65 歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。
- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないよう全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

4 地域保健医療対策の充実

すべての人が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保等が喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療費助成等の支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持

- (1) 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、周産期救急医療システムにおける医療圏格差の解消や産科医師等分娩手当補助事業の拡充を図ること。
- (3) 軽症から急性期まで様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助などの総合的な救急医療体制の整備・充実を図ること。

2 医療従事者の養成・確保に対する支援

- (1) 深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じること。特に、県立足柄上病院を含む県立病院における医療体制の充実を図ること。
- (2) 地域の実情に応じた医療体制の確保や医師が不足する病院等の経営基盤の安定化を図るため、地域医療介護総合確保基金の更なる活用等、地域医療体制の維持に向けた十分な財源措置を講じること。

3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよう、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

4 小児医療費助成制度の充実

- (1) 小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。
- (2) 対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。
- (3) 所得制限限度額を現行の児童手当法に基づくものに見直すとともに、小・中学生の入院に係る現物給付分を補助対象とすること。
- (4) 小・中学生の通院の際の補助対象者を中学校3年生までに拡大すること。
- (5) 県の補助基準について、将来にわたり財政力の弱い自治体への負担軽減に資する補助制度となるよう、社会情勢の変化を踏まえた基準の見直しを行うこと。**新規**

5 保育施策の充実

少子・高齢社会が進行し将来人口の減少が見込まれる中、少子化対策は、国はもとより各自治体にとって喫緊の課題となっています。こうした中、国においては、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て環境の改善を図った一方で、保育需要の増大が依然として見込まれるところです。

他方、各自治体においては、保育施策等の子育て環境の充実に不断の努力を重ねているところですが、厳しい財政状況の中、様々な課題に直面しています。

ついては、子育て環境の充実に図るため、次の事項について要望します。

1 保育士の確保及び処遇改善

- (1) 保育士不足を解消するために、保育士の人材確保や処遇改善に向けた取組を早急に実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。
- (2) 県内自治体間で格差を生じさせないよう、保育士給与の上乗せ補助等の県独自の処遇改善を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整等、県内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

2 幼児教育無償化に対する財政支援

- (1) 補助対象の拡大や無償化により増大する事務負担については、その財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、新たに生じた事務等に対する補助制度を創設するなど、国が責任を持って全ての財源を確保するよう国に働きかけること。
- (2) 保育需要の増大への対応として、保育所の整備に係る補助金等の充実に図り、待機児童を生じさせない対策を早急を実施するよう国に働きかけること。

6 教育行政の充実

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し多様性を認める思いやる力」、「自立してたくましく行き抜くことのできる力」、「社会との関わりの中で自己を成長させ社会に貢献する力」の育成を掲げています。様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための特別支援教育の教職員配置等の充実・強化、不登校等の学校不適應への対策、小学校での外国語教科化や確かな学力の定着を図る取組等を進めるため、次の事項について要望します。

1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化、少人数学級編制の推進及び教室活動での密集回避を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）が改正されたが、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、中学校まで含めた 35 人学級の更なる拡大に取り組むよう国に働きかけること。また、県においても 35 人学級の維持・拡大に取り組むこと。
- (2) 教員が子ども一人ひとりに向き合い、教育的ニーズに応じたインクルーシブ教育を充実させるため、専科教員、専任教育相談コーディネーター、児童生徒指導担当教員等の学級担任外の教職員を増員するなど、教職員定数の改善を行うこと。また、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。
- (3) 令和 2 年度から全面実施とされた小学校の外国語教科化に伴い、専科教員の加配措置の充実について国に働きかけること。また、外国語指導助手の配置に係る財政措置を講じること。

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

- (1) 特別支援教育の推進を図るため、支援員、介助員、非常勤講師、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。
- (2) 保育所、幼稚園及び小中学校において医療的ケアを必要とする子ども及び児童・生徒の安心・安全を確保するため、必要な学校等に看護師を定数配置できるよう学校教育法等へ位置付け、看護師等の配置に対する財政措置の拡充とともに、保護者と訪問看護事業者間の契約による学校等での医療的ケアについても市が補助できるよう補助対象経費の見直しについて国に働きかけること。

3 不登校等の学校不適応対策

- (1) かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、年間40回、280時間の勤務時間を確保すること。
- (2) 児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの配置の充実を図ること。

4 県費学校栄養職員の配置基準見直し

食育推進と学校給食の充実を図るため、提供方式等に関わらず全ての調理場に県費栄養職員を配置できるよう、標準法における基準の見直しについて国に働きかけること。

5 学習環境の充実

小中学校における学習指導の充実に向け、ICTを活用した教育を円滑に推進するため、タブレット端末やネットワーク環境の整備後の必要経費について、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。また、整備した機器を効果的に活用するため、学校に派遣するICT支援員の人材確保と派遣に必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

6 学校施設等の整備

災害時における避難所、地域コミュニティ形成に向けた機能等、まちづくりにおいて重要な役割を担う学校施設について、他の公共施設との複合化を図り、計画的・効率的な施設整備を進める必要があることから、地方公共団体が策定した個別施設計画に基づき実施する学校施設の建て替えに対する補助制度を創設するよう国に働きかけること。**新規**

7 都市環境行政の推進

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化、建替えに向けた取組が必要です。さらに、平成30年3月に改定された災害廃棄物対策指針においては、近年頻発する大規模地震等の災害に備え、国、都道府県、市区町村の役割が明確化され、災害廃棄物の受入施設の増強や組織体制の強化などが急務となっています。

また、現在の家電リサイクル法に基づく費用負担の仕組みでは、家電製品の不法投棄が後を絶たず、処理を行う自治体の負担となっています。

については、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策

- (1) 廃棄物処理施設については、特に環境への留意が必要となる施設であるため、解体に係る経費について、解体後に跡地利用の予定がない、もしくは、解体する施設との関連性・連続性がない場合も含めたごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるよう、交付基準の緩和を国に働きかけること。
- (2) 循環型社会の構築及び不法投棄を未然に防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。

2 有価物等の取扱者への規制・指導

再生業者の保管庫等において高く積まれた鉄くず等の火災や倒壊事故が発生し、周辺住民に不安を与えている。鉄くず等のうち有害使用済機器については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、適正に保管するよう規制や指導が行われることとなったが、火災及び倒壊事故の原因となった金属スクラップ等は有価物であることから、法規制の対象外となっている。このため、廃棄物と同様に金属スクラップ等の有価物、資源物についても、取り扱う事業者に対し、広域的な規制や指導ができるよう、県において条例整備などに取り組むこと。

3 脱炭素社会の実現に向けた取組

- (1) 2050年カーボンニュートラル実現に向けて2030年度までに温室効果ガスを46%削減（2013年度比）することが目標として掲げられている中、国の「地域脱炭素ロードマップ」で示されている自治体の建築物や土地に太陽光発電設備を導入することに対する支援に加え、設備設置に伴う市有施設の耐震補強工事等への財政的支援を行うとともに、国にも財政的支援を働きかけること。**新規**
- (2) 2050年カーボンニュートラル実現に向けた2030年度の家庭部門の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、新築戸建住宅及び新築集合住宅への太陽光発電設備の設置義務化等について、早期実現に向け検討を進めること。**新規**

8 都市基盤の整備

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、快適で活力あふれる持続可能な地域社会の実現のため、次の事項について要望します。

1 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びE T Cの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。**【横須賀、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、三浦、秦野、大和、厚木、伊勢原、海老名、座間、南足柄、綾瀬、平塚】**

2 河川・海岸の整備

(1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持、歩行空間等の環境整備に取り組むこと。**【相模原、小田原、茅ヶ崎、逗子、厚木、大和、海老名、南足柄、平塚、伊勢原】**

(2) 海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保や海岸周辺の魅力向上、環境整備等の海岸管理対策に取り組むとともに、バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限するための対策を講じること。**【平塚、逗子】**

3 急傾斜地崩壊対策の推進

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めるとともに、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけること。また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。**【相模原、横須賀、三浦、鎌倉、綾瀬】**

(2) 急傾斜地崩壊防止工事について、要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られず施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾に係る条件を一部緩和すること。また、要望区域内に公共用地が含まれる場合に、要望区域からの除外等をせず、以前と同様に施工すること。【逗子、鎌倉】

4 盛土造成地内の維持管理の支援

地震や大雨の際、老朽化が要因となって擁壁が崩れ、近隣を巻き込んだ宅地被害が生じないようにする予防措置に対する補助制度の拡充を国に働きかけること。【鎌倉】

5 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。【三浦、伊勢原、平塚、秦野、綾瀬】

6 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの普及促進に向け、法改正による導入目標の上方修正を踏まえ、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。【平塚、伊勢原、小田原】

7 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）

ナラ枯れ被害の防除対策を推進するため、森林病虫害等防除事業費補助金について、予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化するよう国に働きかけること。また、公園・緑地におけるナラ枯れ被害対策に資するよう既存の補助制度を拡充するとともに、必要に応じて補助制度を創設するよう国に働きかけること。【相模原、綾瀬、藤沢、小田原、厚木、海老名】

8 畜産経営に対する財政支援

配合飼料価格安定制度は、飼料価格の急騰に対する補填制度となっているものの、飼料価格が継続的に上昇した場合、現行の制度では十分な補填が受けられず、また、牧草等の飼料は価格安定制度自体がないことから、畜産農家の実質負担の増加を抑えられていないため、制度の見直しについて国へ働きかけること。また、県においても独自の支援策を講ずるなど、畜産農家の経営安定化を図ること。新規【相模原、横須賀、厚木、伊勢原、海老名】

9 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、住民の生命と暮らしに極めて重大な影響を及ぼしています。

第7波による感染拡大が続く中、コロナ禍で停滞した社会・経済活動の促進に向けた、With コロナへの取組が、現下の課題となっています。

については、新型コロナウイルス感染症対策を一層強化し、住民の暮らしを守るとともに、経済活動を再開させていくために、次の事項について要望します。

1 税財政支援の拡充等

- (1) コロナ禍により深刻な打撃を受けた地域経済や市民生活への継続的な支援等に対する経費の増加は避けられず、厳しい財政運営を余儀なくされる状況である。このため、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額確保に向けて、地方における歳入歳出の状況を適切に見込み、十分な地方財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- (2) 固定資産税、都市計画税などの市税収入に対し、経済対策として減税等を実施する場合は、想定される税収入の減収分について、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、減収補填特例交付金等の手法により必ず補填するよう国に働きかけること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険及び介護保険の被保険者に対する保険料減免について、令和2・3年度と同様に国の全額負担により行うよう国に働きかけること。

2 感染症対策の拡充

- (1) 高齢者施設等向けに県が実施している支援体制（定期的なPCR検査、応援職員派遣、職員確保にかかる経費の支援）を継続すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の再燃や新たな感染症が生じることを前提に、業務体制や外部支援も含めた体制強化のために計画を立てること。特に、自宅療養者の健康観察や医療支援における保健所と市町村、地域の医療関係者等の役割分担・連携体制のあり方について明確化すること。

3 地方創生臨時交付金の運用見直し

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象となっている全ての国庫補助事業の地方負担分について、臨時交付金を充当できるよう運用を見直すよう国に働きかけること。

4 地域経済支援策の拡充

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化及びコロナ禍における原油・物価高などの影響により、多大な経済的被害を受けている全ての事業者に対し、新規事業への取組支援、新しい生活様式に対応した環境づくりへの支援及び資金繰り支援制度の継続・拡充等の支援を特定の業種に偏ることなく行うよう国に働きかけるとともに、県においても同様の対策を講じること。
- (2) 地域経済活動の再活性化に向け、多くの事業者が効果を実感できるような、地域の実情に応じた各種イベントの開催や消費喚起につながる需要刺激策等に関する継続的な支援を実施するよう国に働きかけるとともに、県においても同様の対策を講じること。

5 生活困窮者への支援

新型コロナウイルスの影響により、失業、休業者が増加し、生活困窮者自立相談支援窓口においても相談件数が急増している。今後も生活に困窮する方が多く見込まれるため、生活困窮者に対する生活支援について財政措置を実施するとともに、現場の事務負担を考慮して簡素な制度設計とし、困窮者が申請しやすい制度設計にするよう国へ働きかけること。

また、急増した生活困窮者の相談を受け、自立に繋がる支援を行うため、相談支援員の人件費及び国の制度改正により急増した住居確保給付金の市負担額 1/4 について、財政措置を実施するよう国へ働きかけること。

6 多様な労働環境整備への支援

- (1) 在宅勤務をはじめ、レンタルスペース等でのテレワークや都心部以外にオフィスを借り上げるサテライトオフィス、複数の企業でフロアを共有するシェアリング型のオフィスなど、With コロナ時代において求められる感染対策を講じた多様な労働環境の整備について、After コロナ時代を見据えた継続的な財政的支援の拡充を図るよう国に働きかけること。
- (2) 中小企業・小規模事業者におけるテレワーク導入後の課題に対応するため、長期的な支援として回数の制限なく派遣が実施されるよう、県においてテレワーク導入促進事業（アドバイザー派遣）の拡充を図ること。

要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

【安全・安心】

1 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続

地域における防犯力の更なる拡充を図るため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付について、令和5年度以降も令和2年度と同水準の補助額及び補助台数とすること。

2 交番の充実強化

都市化の進展による交通事故や犯罪の増加に対する社会的な諸施策を講じ、社会の秩序の維持徹底のため、地域の実情に応じた防災対策等の拠点となる新設交番の設置及び駐在所の交番への転換をすること。**新規**

3 津波対策の強化

国道134号線下開口部への防潮扉の設置、134号線の防潮堤のかさ上げ、及び浸水想定域への避難施設の設置に対する支援など、新たな津波浸水想定に基づく防災対策が進むよう支援するとともに、国との調整を図り、新たな知見や制度などについての市町村への情報提供や協議を十分に行うこと。

【地方行財政】

1 社会保障・税番号制度に係る周知体制の強化

- (1) 社会保障・税番号制度についての国民への周知及び制度の対応についての事業者への周知を国の主導で実施するよう国に働きかけること。
- (2) 仕様書などの地方自治体がシステム改修を行うために必要となる具体的で詳細な情報を速やかに提供するよう国に働きかけること。

2 社会保障・税番号制度の運用に係る支援

中間サーバーの利用、マイナポータルの運用及びマイナポータルを活用した各種サービスの実施並びに個人番号カードの交付、住所異動に伴う個人番号カード等の事務処理及び個人番号カードを活用した各種サービスの実施に要する経費については、交付金等による国庫措置を講じるよう国に働きかけること。

3 地方消費者行政の充実強化

- (1) 地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加すること。また、交付金の交付額の確保及び継続的な財政支援を国に働きかけること。
- (2) 神奈川県消費者行政推進事業費補助金による支援を継続すること。

4 行政のデジタル化への支援

- (1) 自治体のデジタル化を進めるに当たって必要となる、システム導入費やシステムの運用・保守等に要する経費への継続的な財政支援を行うこと。**新規**
- (2) 地方自治体の情報システムの標準化について、令和7年度末までに、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、地方公共団体情報システム機構に基金が造成されたが、今後も基金の使途の拡充や、情報システム関連の市場価格等の実情を勘案した増額を図るなど、普通交付税措置とすることなく、地方自治体の負担とならないよう継続的かつ十分な財政支援を国に働きかけること。**新規**

5 県移譲事務に関する手続きのオンライン化

市町村で受付をしている県所管の行政手続について、オンライン化が可能な手続きの整理などを早急に行ったうえで、可能な限り多くの手続きにおいて、県によるオンライン申請を実現すること。**新規**

6 償還年限に係る地方債同意基準の改正

地方債同意基準の償還年限について、世代間の公平性の確保や財政負担の平準化の観点から、施設の耐用年数に応じた償還年限による借入が可能となるよう改正すること。**新規**

7 国庫補助負担金等の充実

優良建築物等整備事業などの国の施策を推進するにあたり、地方自治体の財源確保策として行う起債については、その適債性についても柔軟な判断及び対応を行い、地方自治体の財源確保策を支援するよう国に働きかけること。**新規**

【子育て・福祉】

1 子育て環境・児童福祉施策の充実

(1) 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とするよう国に働きかけること。

(2) 子ども・子育て支援新制度の充実

ア 満3歳児クラスで認定こども園を利用する際の認定区分によって生じる保護者負担額の差を是正すること。

イ 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用定員が増加した認定こども園の施設型給付費の公定価格における基本分単価を見直すこと。

(3) 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免や助成を行った場合、その額に対する補助制度を創設すること。

(4) 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源について、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

(5) 建物賃借料に係る公定価格上の取扱い

土地を借用し、建物を自己所有して運営する保育所等に対し、土地の賃借料に係る公定価格において財政的措置を講じるよう国に働きかけること。

(6) 幼児教育類似施設への補助の充実

ア 幼児教育・保育の無償化について、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う、保育の必要性のない子どもを早急に無償化の対象とするよう国に働きかけること。

イ 地域で重要な役割を果たしている「幼児教育類似施設」が幼稚園の認可を受けられることができるよう、基準の見直しを行うこと。

(7) 病児保育事業の補助の充実

現行の補助制度では、病児保育の提供体制を安定して確保することが困難な状況となっていることから、運営事業者が安定的に病児保育を提供できる補助制度となるよう国に働きかけること。**新規**

2 介護保険制度の充実

(1) 介護保険制度における国庫負担の拡充

低所得者も含めた被保険者全体の介護保険料額の上昇を抑制するためにも、介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。

(2) 介護保険制度に対する財政支援等

介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成・確保について、地域医療介護総合確保基金等を活用し、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための施策の充実を図ること。

(3) 介護職員の確保及び処遇改善

ア 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実等の処遇改善の取組や改善の都度増大する事業所の事務負担の軽減を図るよう国に働きかけること。

イ 介護人材の地域偏在が生じないよう、介護職員の確保・定着及び育成のための支援策を国に働きかけるとともに、県においても、生活援助従事者研修の実施など、更なる人材確保に取り組むこと。

ウ 介護支援専門員の更新研修の受講要件である「介護支援専門員としての実務」について、地域包括支援センター職員が行うケアプラン作成業務や自治体職員の包括的・継続的ケアマネジメント業務の実務を対象に加えること。**新規**

3 老人福祉施設の整備に対する支援

神奈川県老人福祉施設整備費補助金について、入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定した運営を図るため、長寿命化を目的に、ユニット型ではない従来型の多床室の特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充すること。

4 障害者福祉施策の充実

(1) 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

(2) 身体障害者等に対する各種交通運賃割引の対象拡大

身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

(3) 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等について、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

(4) 重症心身障害児者の入所施設等の整備促進

重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域での日中活動系施設と入所施設を積極的に整備すること。

(5) 短期入所事業所に対する支援の充実

強度行動障害児者、重度心身障害児者、医療的ケアが必要な者に対応できる短期入所事業所が少ないため、施設整備助成や専門的人材の育成事業、緊急受入れの際の加算の設定などの支援策を講じること。

(6) 訪問系サービスの施策の充実

ア 訪問系サービスの国庫負担上限を超えた場合には、国は超過分の1/2を補助する制度を構築している。県においても同様の補助制度を構築すること。新規

イ 県内各市において、単独事業として交付している障害者福祉タクシー利用券について、制度を県内統一化すること。新規

5 生活困窮者対策の充実

(1) 生活保護負担金の全額国庫負担化等

ア 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

イ 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援について、全額国庫負担するとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

(2) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化

ア 生活困窮者自立支援法における必須事業について、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

イ 任意事業に対する国庫負担率について、必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

6 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

- (1) 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保等を考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。
- (2) 地域手当の援用ではない、地域の実情に合わせた新たな区分制度の設計や手当の設置について検討するよう国に働きかけること。

7 民生委員児童委員活動に対する支援

- (1) 民生委員児童委員活動に対する地方交付税の算定基礎の更なる拡充を図るよう国に働きかけること。
- (2) 民生委員児童委員の担い手を確保するため、活動に関する普及啓発等の強化を図るよう国に働きかけること。

8 「パートナーシップ制度」の県域利用化

「パートナーシップ制度」が、自治体ごとに順次施行されているが、相互利用ができないため、制度利用者の利便性向上のため県域利用ができるようにすること。**新規**

9 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援

避難行動要支援者の個別避難計画作成時に係る福祉専門職の報酬等の事務経費について、財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、直接充当できる補助制度を新たに創設するなど、国が責任を持って個別避難計画作成に必要な財源を確保するよう国に働きかけるとともに、国の補助制度が創設されるまでの間に活用できる神奈川県単独の補助スキームを創設すること。**新規**

【保健・医療】

1 在宅医療体制の構築に向けた支援

地域包括ケアシステムの構築に当たり不可欠である在宅医療の提供体制を確保するため、地域偏在を踏まえた訪問診療医の育成・確保策を講じること。

2 公立病院の新病院建設及び広域的医療機能に係る支援

- (1) 小田原市立病院は、県西二次保健医療圏において、高度急性期・急性期医療を中心とした広域的な医療を担っている基幹病院であることから、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画に位置付け、新病院建設事業費及びその機能維持に係る運営費について、補助の対象として財政措置を講ずるとともに、当該補助に係る充填率の引上げを図ること。
- (2) 県と県立病院機構、小田原市立病院との連携協力に係る基本協定に基づく費用負担についても検討を進めること。**新規**

3 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害救済の充実

子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済の充実を図るとともに、既接種者への全国的な健康調査を実施するよう国に働きかけること。

4 定期予防接種の充実

- (1) おたふくかぜワクチンの定期接種化について、更なる議論を進めていくよう国に働きかけること。
- (2) 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する予防接種の再接種を、予防接種法上の定期予防接種に位置付け、全ての定期予防接種に係る経費を地方交付税措置ではなく、全額国庫負担にするなど、市町村間で費用負担の格差が生じることがないように、適正な財政措置を講じるよう国に働きかけること。**新規**

5 国民健康保険制度の財政基盤の強化

- (1) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。
- (2) 出産育児一時金補助金の廃止にみられるように、保険者の財政負担の増加となる補助金の廃止を行わないよう国に働きかけること。
- (3) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対する十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

【教育・文化】

1 学校教育の充実強化

(1) 教員数配置の充実強化

令和3年度から全校対象となったスクール・サポート・スタッフの配置について、教職員の働き方改革を推進するため、今後も継続すること。

(2) 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

(3) 特別支援教育の充実強化

ア 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制を充実・強化すること。

イ 県立の特別支援学校が担うセンター的機能を市立小中学校が十分に活用できるよう、支援体制を強化すること。**新規**

(4) 就学援助費に対する補助制度の創設

貧困の連鎖を防止するとともに、義務教育への機会均等及び経済的安定を図るため、準要保護児童生徒に対する就学援助制度を創設するよう国に働きかけること。

(5) 「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」における財政措置の充実

帰国・外国人児童生徒の安心感や充実した学びのため「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業費補助金」について、適正な補助額による補助金を交付すること。

2 文化財の保護

(1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対する支援策の拡充を国に働きかけること。

(2) 指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為、埋蔵文化財の保管環境の整備及び民間調査組織等の解散・廃業等により事業を自治体に引き継がせる場合の報告書刊行に係る業務についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様に対応すること。

(3) 歴史的建造物の保全と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理事業に係る補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、国に働きかけること。

- (4) 令和3年度から市町村推進事業交付金から補助事業に移行された県指定文化財保存修理等補助金の国庫補助随伴事業について、必要十分な財政措置となるよう予算措置されるとともに、制度の見直しを行うこと。また、補助事業への移行に伴い市の事務量が増加していることから、手続の簡素化を図ること。

【環境・エネルギー】

1 廃棄物処理対策

(1) 資源化対策の推進

ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

(2) 河川・海岸の環境保全

ア 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻し、令和4年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

イ 海中ごみ等の回収及びその適正な処理について、先進的な取組事例を参考に県の施策として制度化するとともに、沿岸市町村及び河川上流都市町と連携した各行政区域への除塵機設置の働きかけ、美化活動の拡充など、広域連携による取組を強化すること。また、国に対して海中ごみ等の課題解決に向けた取組の強化を働きかけること。

(3) リチウムイオン電池等の適正処理

リチウムイオン電池等に起因する発火事故が発生していることから、リチウムイオン電池使用機器の廃棄に当たっては、拡大再生産者責任の観点から、リサイクル容易な製品製造及び適切な回収・処理に関する製造事業者への指導、並びに、適正処理の仕組みの確立、適切な廃棄方法に関する国民への周知を徹底するよう国に働きかけること。 **新規**

2 鳥獣被害対策の推進

- (1) 野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県と連携した広域的な被害対策を図るとともに、関連予算を継続的に確保すること。
- (2) アライグマ、タイワンリスの防除においては、引き続き、完全排除に向けた継続的な財源支援を行うこと。

(3) イノシシ対策について三浦半島地域等での広域的な取組や対策を行うこと。

3 水源環境の保全・再生

(1) 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」の計画期間終了後も、水源環境の保全・再生のための取組を継続できるよう、その財源額保を含む必要な措置について検討すること。**新規**

(2) 高度処理型浄化槽の維持管理について、水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）の補助対象を拡大し支援を強化すること。**新規**

【基地対策】

1 基地の早期返還

基地周辺が超過密化している現状を考慮し、空母艦載機部隊の移駐後の運用の変化を確認し、基地機能の整理及び縮小を推進することで、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。特に、移駐による人員の減少等により利用頻度の減少が考えられる施設等の返還を働きかけること。

2 抜本的な騒音対策

(1) 硫黄島に替わる恒常的訓練施設について、施設の整備を進めるとともに、適宜適切な情報提供をするよう国に働きかけること。

(2) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

(3) 住宅防音工事について、対象区域・建物を拡大するとともに、事務手続きを簡略化し、速やかに工事を実施するよう国に働きかけること。

(4) 日米両政府間において、できる限り着陸訓練を硫黄島で実施することが了解事項とされていることから、硫黄島での着陸訓練全面実施をするよう国に働きかけること。

3 基地問題に対する取組の強化

(1) 厚木基地の所在により、基地所在市では航空機騒音や事故への不安、街づくりの支障など様々な負担を強いられていることから、県は基地所在市と十分連携のうえ、こうした負担の解消を図るとともに、多大な負担に見合った周辺対策等の一層の強化を国に働きかけること。

- (2) 基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との格差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう国に働きかけること。
- (3) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条により指定される、第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により、国が取得した国有財産の所在に伴う固定資産税及び市民が市外転出したことによる市税の減収に対する補填措置をするよう国に働きかけること。

【まちづくり・産業・労働】

1 行政機能の集約化や公共施設の再配置に係る支援

国の施策であるコンパクト・プラス・ネットワークを推進するほか、公共施設等の総合管理や国公有財産の最適利用を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共建築物の改築費、除却費、修繕費などの総合管理に要する費用や国県市が一体となった庁舎の整備費に対する補助制度の創設のほか、地方交付税の交付・不交付の判断に寄らない地方債の整備をするよう国に働きかけること。**一部新規【鎌倉、厚木】**

2 公共施設更新の支援

下水道が果たす高い公共的役割を確保するため、下水道施設の改築に係る国費支援を継続するとともに、今後増大が見込まれる改築事業費を踏まえ、予算額を確保することを国に働きかけること**【横須賀、平塚、藤沢、秦野】**

3 水道事業者の広域化の支援

改正水道法に基づく水道広域化推進プラン策定にあたっては、地域ごとの実情や水道事業者の個別事情に配慮し、事業統合などの広域化を希望する事業者がある場合には、実現に向けた制度的・財政的支援の体制を整えるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを明示すること。**【三浦】**

4 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、生活基盤施設耐震化等交付金の制度見直しや、新たな支援制度の創設など、事業者の現状に即した財政支援策を整備するよう国に働きかけること。**【秦野、小田原、三浦】**

5 一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進等への支援

地下水保全の観点から、一般家庭の合併処理浄化槽に係る補助要件について、水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）の補助対象地域を市街化調整区域全域とすること。また、補助対象事業に維持管理や更新を加えること。【秦野】

6 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等における崖面の擁壁工事等、ハード対策の更なる推進を図ること。【相模原、小田原、逗子、鎌倉】

7 保留区域の市街化区域編入手続きの迅速化

市街化区域編入等に当たり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等には多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間を短縮するとともに、国関係協議は、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑に協議すること。【海老名、南足柄】

8 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。【伊勢原】

9 広域的な緑地保全の推進

- (1) 近郊緑地特別保全地区の買入れ事務について、県による土地の買入れや市の財源負担の軽減など、国県市の適切な役割分担の考え方に沿った対応をすること。【鎌倉】
- (2) 歴史的風土保存区域内の枢要な部分を構成する地域における特別保存地区の未指定の地域については、法の趣旨に沿った指定拡大を行うこと。【鎌倉】
- (3) 市域を跨ぐ大規模緑地については、県が特別緑地保全地区として指定する又は土地の買入れを行う等、積極的に関与すること。【鎌倉】
- (4) 地域制緑地の指定地の維持管理について、維持管理に係る所有者への補助制度を創設するとともに、市が行う樹林管理事業についても支援を行うこと。【鎌倉、逗子】

10 自転車通行帯の整備

国・県道における自転車通行帯を整備すること。特に、自転車ネットワーク計画に位置付けられている県管理施設（国道、県道、河川沿いの道路など）の自転車ネットワーク路線について、早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うこと。【藤沢、大和、平塚】

11 横断歩道等の道路標示の補修

横断歩道等の不鮮明な道路標示の補修について、安全確保の観点から適切かつ迅速に対応し、対策実施状況の十分な情報提供を行うとともに、十分な財政措置を図ること。また、公安委員会による早急な対応が困難な場合、市が補修を実施することができるよう、法改正も視野に入れた検討をすること。【平塚、厚木、大和、茅ヶ崎】

12 交差点における安全対策

歩行者等の安全を確保するため、国・県道の交差点について、耐衝突型の車止めの設置等の安全対策を行うこと。【大和】

13 生活交通の確保に向けた支援

交通事業者が円滑に事業を推進できるよう、引き続き積極的な調整を図るとともに、地域公共交通計画の策定等を含め、市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に向け、広域的な見地による生活交通の確保に向けた支援をすること。【新規】【海老名、小田原】

14 事業者育成・支援

県経済を牽引するベンチャー企業の創出と成長に向けた取り組みである、「HATSU-SHIN かながわモデル」を実現するために、「HATSU 鎌倉」の令和5年度以降の存続など、若年層の起業家やベンチャー企業育成について引き続き支援をすること。【鎌倉、小田原】

15 公契約に関する法律の整備

労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上を図り、豊かな地域社会を実現するため、全国統一的な指標となる公契約法を制定するよう国に働きかけること。

【新規】

16 林業・木材産業等振興交付金の拡充

脱炭素社会の実現に向け、公共施設の整備における木材の利用を促進するため、幅広い整備事業において林業・木材産業等振興交付金を活用することが可能となるよう、複数年度にまたがる整備事業も交付の対象とするとともに、県産木材の供給量や種類、経費等の実情に応じて合理的な設計、施工が実現できるよう、交付要件の緩和及び交付額を引き上げること。**新規**

17 シルバー人材センターの安定運営への支援

適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入後も、シルバー人材センター会員への配分金をインボイス制度の適用除外とする等、シルバー人材センターの安定的な事業運営に必要な措置を講じるよう国への働きかけること。**新規**

地 域 要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

【保健・医療】

地域医療の充実

県立足柄上病院における分娩については、小田原市立病院に集約する方針としているが、今後、足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況など、医療ニーズを的確に捉え、市民要望に応えた検討をすること。

【まちづくり・産業】

1 県有未利用地の処分

県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分配慮した処分とすること。特に、閉校となる逗子高校跡地について、三浦半島の活性化に資する形で処分・利活用すること。【逗子】

2 都市環境整備の推進

「かながわ都市マスタープラン」に位置付けられた村岡・深沢地区における都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点形成に向け、今後、整備等が概ね10年に亘り続く中で、新駅設置や村岡・深沢地区の一体的なまちづくりに向けた関係機関との調整や、事業用地の確保に向けた県貸付金の活用、特定財源の確保など、事業の円滑な履行について、引き続き財政的支援や体制づくりに取り組むこと。【藤沢、鎌倉】

3 線引き見直しにおける保留区域の位置付け

第7回線引き見直しにて工業系保留区域に位置付けられた区域について、線引き見直し期間内に市街化区域編入ができない場合、第8回線引き見直しにおいても引き続き保留区域に位置付けること。【小田原、南足柄】

4 国道等の早期事業化、整備

- (1) 国道134号について、交通渋滞の解消を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化、歩行空間の確保、都市景観の向上に向けて電線地中化を推進すること。【三浦】
- (2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。【秦野、厚木、伊勢原】
- (3) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始を国に働きかけること。【伊勢原】
- (4) 国道467号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手をすること。【大和】
- (5) 伊豆湘南道路（神奈川と静岡の県境をまたぐ道路）の早期事業化を国に働きかけること。【小田原】

5 県道等の早期事業化、整備

- (1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道 26 号(横須賀三崎)までの間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。【横須賀、逗子】
- (2) 県道 205 号(金沢逗子)の歩道拡幅について、早期に事業化すること。【逗子】
- (3) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間を早期に整備すること。【三浦】
- (4) 県道 215 号(上宮田金田三崎港)宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。【三浦】
- (5) 県道 304 号(腰越大船)について、山崎跨線橋南交差点内の対面構造を是正するとともに、山崎跨線橋への右折レーンを延長すること。また、歩道についても歩行環境に整備改善すること。【鎌倉】
- (6) 県道 23 号(原宿六ツ浦)の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市域部分の道路形状と同等の整備を早期に行うこと。【鎌倉】
- (7) 都市計画道路「藤沢厚木線」辻堂工区、「横浜藤沢線」川名工区、「遠藤宮原線」(湘南台大神)について着実な整備推進をすること。【新規】【藤沢】
- (8) 県道 404 号(遠藤茅ヶ崎)の歩道整備について、事業区間となっている甘沼地区の赤羽根交差点以北について引き続き整備を推進すること。また、事業区間となっていない堤地区及び堤坂下交差点以北についても早急に事業化し歩道整備を実施すること。【新規】
【茅ヶ崎】
- (9) 都市計画道路「新国道線」の県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)から県道 404 号(遠藤茅ヶ崎)までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備を行うこと。【新規】
【茅ヶ崎】
- (10) 県道 43 号(藤沢厚木)の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。【厚木】
- (11) 県道 42 号(藤沢座間厚木)について、第二期整備区間の早期完成に向けて整備推進すること。【厚木】
- (12) 県道 40 号(横浜厚木)の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手をすること。【大和】
- (13) 県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)の事業認可区間の早期完成をすること。また、旧県道から桜ヶ丘 1 号踏切間の交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化をすること。
【大和】
- (14) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」の県道 50 号(座間大和)から都市計画道路「国道 246 号大和厚木バイパス線」までの未着手区間について、早期に事業化すること。【大和、座間】

- (15) 県道 22 号（横浜伊勢原）について、平成 31 年 2 月 15 日に都市計画決定されたことから、拡幅整備に向けた早期事業化と電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (16) 県道 407 号（杉久保座間）の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。【海老名】
- (17) 県道 40 号（横浜厚木）について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策を早期に実施するとともに、電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (18) 都市計画道路「河原口中新田線」及び「中新田鍛冶返線」の未整備区間、「下今泉門沢橋線」の早期事業着手と国道 246 号交差点までの北伸整備に取組み、渋滞の緩和と歩行空間の確保をすること。【海老名】
- (19) 都市計画道路「広野大塚線」について早期に事業を実施すること。【座間】
- (20) 「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた都市計画道路「座間南林間線」について、早期に着工すること。【座間】
- (21) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道 40 号（横浜厚木）以北区間を県道 42 号（藤沢座間厚木）として早期に整備すること。【綾瀬】
- (22) 県道 40 号（横浜厚木）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）について、4 車線化に向けた整備を行うこと。【綾瀬】
- (23) 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備推進を図ること。【小田原】
- (24) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」について、早期に全線を整備すること。【南足柄】
- (25) 県道 74 号（小田原山北）と県道 717 号（沼田国府津）の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。【南足柄】

6 橋梁の整備

「SS9 橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）を早期に整備すること。【海老名】

7 交通円滑化と利便性向上

- (1) 三浦縦貫道路の通行料金の引き下げ、逗葉新道の無料化をすること。また、利便性向上のためワンストップ ETC を早期に導入すること。【横須賀、逗子、三浦】
- (2) 県道 205 号（金沢逗子）にある金沢新道踏切について、道路利用者の安全確保のため歩行空間の確保等の改良に取り組むこと。【逗子】

- (3) バス利用者の利便性向上やバスの走行環境の向上を図るため、県が管理する国道、県道のバス停留所への上屋及びベンチの設置や、バスベイを整備すること。【厚木、小田原】

8 ロードプライシングの推進

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の一つである（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。また、ロードプライシングの課金効率を高めるため、E T Cの装着率が向上するよう積極的に国に働きかけること。【鎌倉】

9 河川の整備

- (1) 県が管理する田越川下田橋付近について、工事後のヤード等を開放して、市のアダプト制度等を利用した市民が親しみやすい親水施設の利用をすること。【逗子】
- (2) 平成27年4月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面における安全対策を実施するとともに、平成30年7月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。【茅ヶ崎】
- (3) 平成26年6月の引地川、境川の特定都市河川への指定のほか、令和3年11月から施行されている特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律や新たな流域治水対策への取組により、市民や事業者、流域自治体に対する今後さらなる雨水の流出抑制対策などの負担が求められる状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を着実に進めるとともに、整備が完了するまでの間においても安全対策に万全を期すこと。【相模原、大和】
- (4) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進をすること。【海老名】
- (5) 目久尻川について集中豪雨に対応した、新たな河川改修をすること。【新規】【海老名】
- (6) さがみグリーンラインの整備について、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。また、併せて整備済み区間の夜間の安全対策を講じること。【海老名】
- (7) 相模川・中津川河川整備計画の河川環境の整備と保全に関する事項に基づき、低水護岸整備を早期着手するとともに、小鮎川等を含めた河川敷の樹林化対策の更なる推進をすること。【厚木】

- (8) 市内の二級河川については、通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去を進めるなど、適切な維持管理を図り、山王川、森戸川の河川改修事業を加速させること。

【小田原】

- (9) 狩川・内川等県管理の河川において、土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等への対応や下流地域の安全のためにも、継続的に河床を浚渫すること。

【南足柄】

10 海岸等の保全

- (1) 県管理地である柳島海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑止効果を含め茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用し推進を図ること。また、老朽化や砂に埋もれて機能をはたしていない竹箒柵等を順次改修することで飛砂を抑制し、サイクリングロードの利便性向上と投入した養浜材の滞留性を高めることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。

特に、近年緊急度が高い菱沼海岸での養浜事業拡大も含めて見直された計画に基づく養浜の実施、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。

また、市民の関心も高く問い合わせ等も非常に多いことから、市民や市への詳細な情報提供をすること。【一部新規】【茅ヶ崎】

- (2) 小田原海岸の養浜の強化と防潮堤防の嵩上げ等の整備推進を図ること。東町の漁港海岸については、有識者等で構成する検討会を設置し、有効な対策の検討を進めること。

【小田原】

11 漁港等の整備

- (1) 国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港における高度衛生管理に対応した荷捌所、冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策を拡充し、6次経済の構築をめざした水産振興施策に必要な支援をすること。【三浦】

- (2) 小田原漁港特定漁港漁場整備事業の早期完了及び早川海岸整備に向けた予算を確保し、円滑な事業の推進を図ること。特に、今後の小田原漁港機能強化及び機能増進に当たっては、関連して市が進める公設水産地方卸売市場の再整備の検討に係る協議調整等について、必要な指導、支援を行うこと。【小田原】